

(介護予防) 短期入所生活介護契約書

# ショートステイ陽だまり

本 社

岩手県紫波郡紫波町南日詰字小路口4-3-1  
株式会社 大坊  
代表取締役 武藤 和則

**【事業所】**

岩手県紫波郡紫波町南日詰字小路口4-3-1  
岩手県指定「ショートステイ陽だまり」

# (介護予防) 短期入所生活介護契約書

様(以下「利用者」といいます。)と  
株式会社大坊が行う「ショートステイ陽だまり」(以下「事業者」といいます。)は、  
事業者が利用者に対して行う(介護予防)短期入所生活介護について、次の通り契約します。

## <契約の目的>

第1条 事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営める事ができるよう(介護予防)短期入所生活介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## <契約の期間>

第2条 この契約期間は、契約の日から利用者の要介護認定または要支援認定(以下「要介護認定等」といいます。)の有効期間の満了までとします。

- 2 契約期間中の利用期間は、事業者に予約し、了解の得られた期間とします。
- 3 利用者は有効期間中のサービス利用にあたり、利用希望日の前日までに事業者に対し利用の申し入れをすることができます。また、利用者は契約期間中であればサービスの追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は居室が確保できない等、正当な理由がない限りこれを断れません。
- 4 利用者は、契約期間満了日から次の介護認定の有効期間満了までの期間を契約期間として、契約を更新することができます。この場合、契約満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。

## <(介護予防)短期入所生活介護計画>

第3条 利用期間が4日以上の場合、事業者は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「(介護予防)短期入所生活介護計画」の内容を利用者及び家族に説明し同意を得ます。

## <(介護予防)短期入所生活介護の提供場所・所在地・内容>

第4条 (介護予防)短期入所生活介護の提供場所・所在地・及び設備の概要は「契約書別紙」の通りです。

- 2 利用者が利用できるサービスの種類は「契約書別紙」の通りです。事業者は「契約書別紙」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 3 事業者は利用の希望・状態等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供します。
- 4 事業者は「(介護予防)短期入所生活介護計画」が作成されている場合は当該計画にそってサービスを提供します。
- 5 事業者はサービス提供に当たり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護する為に、緊急時やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- 6 利用者はサービス内容を変更する場合には事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

#### <サービス提供の記録>

- 第5条 事業者は(介護予防)短期入所生活介護の実施終了後、実施したサービス内容等をご家族に説明します。
- 2 事業者はサービス提供記録を作成する事とし(介護予防)短期入所生活介護の終了後、5年間保存します。
  - 3 利用者は事業者の営業時間内に、その事業所にて第2項のサービス提供記録を閲覧できます。
  - 4 利用者は当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。この場合、交付に要する実費を利用者に請求することがあります。

#### <料 金>

- 第6条 利用者はサービスの対価として重要事項説明書に定める利用単位ごとの料金を基に計算された合計額を、(介護予防)短期入所生活介護の利用月ごとに支払います。
- 2 事業者は利用料金合計額の請求書に明細を記して、利用終了翌月10日過ぎに郵送します。
  - 3 利用者は料金の合計額を利用終了翌月の月末までに現金(銀行振込)で支払います。
  - 4 事業者は利用者から料金の支払いを受けた時は利用者に対して領収書を発行します。

#### <利用開始前のサービスの中止>

- 第7条 利用者は、利用開始前にサービスの利用を中止する場合、事業者に対して速やかにその旨を連絡してください。この時、利用者は料金を負担する事なくサービス利用を中止することができます。

#### <利用期間の中止>

- 第8条 利用者は事業者に対して前日まで申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は、実際の退所日までの日数を基準に計算します。
- 2 事業者は利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては重要事項説明書に記載した通りです。
  - 3 第1項、第2項に定めるほか、利用期間中に入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合、料金は入院当日までの日数を基に計算します。

#### <料金の変更>

- 第9条 事業者は利用者に対して、1ヶ月前まで文言で通知することにより、利用料及び食費等の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく重要事項説明書を作成し、事業者と取り交わします。
  - 3 利用者は料金の変更を承諾しない場合、事業者に対して文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

#### <支払いの滞納>

- 第10条 契約者又は身元引受人等が、正当な理由なく、第6条の利用料金の全部又は一部を3ヶ月滞納し、事業者が相当期間を定めた催促にも関わらずこれが支払われない場合、事業所は契約者に対し本契約を解除することができます。

## <契約の終了>

- 第11条 利用者は現サービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間を置いて、理由を示した文書を通知することにより、この契約を解除することができます。
  - 3 次の事由に該当した場合、事業者は利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
    - ① 利用者が事業者を支払うべきサービス利用料を正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、支払いの催促をしたにも関わらず、15日間以内に支払われない場合。
    - ② 利用者、またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
    - ③ 利用者が故意に法令や施設管理規程等に違反し、あるいは重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合。
  - 4 事業者は、次の各号に該当する場合において、事態の回復が見込めないときには、即時にこの契約を解除できます。
    - ① 伝染性疾患により、他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ治療が必要である場合。
    - ② 利用者の行動が他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを予防できない場合。

## <身元引受人>

- 第12条 利用者は、契約の締結にあたり、利用者の利用料等滞納等があった場合に備え、極度額を下記のとおりとし、その債務の連帯保証人として、身元引受人を定めることとします。
- 2 事業者は、事業所への債務等がある場合には、身元引受人にその旨連絡します。
  - 3 身元引受人は、1ヶ月以内にその他の債務を履行するものとする。但し身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡し、事業者が合理的事情であると判断した場合に限り、期限を延期することができます。
  - 4 身元引受人が負担する債務は、利用者又は身元引受人が死亡したときに、確定するものとする。
  - 5 身元引受人は、利用者が事業者に対して主張することができる主債務の無効、時効又は債務免除その他の抗弁を利用者に代わって主張することはできず、また当該抗弁をもって事業者に対抗することはできません。また、身元引受人は、利用者が事業者に対して相殺権、取消権又は解除権その他の権利(以下、「相殺権等」という。)を有する場合であっても、相殺権等を行使することができず、また相殺権等が存在することを理由として本契約に基づく保証債務の履行を拒むことはできません。
  - 6 身元引受人が保証債務を履行した場合は、代位により事業者から取得した権利は、事業者の同意がなければこれを行使せず、事業者から請求があれば、その権利又は順位を事業者に無償で譲渡します。
  - 7 利用者は、身元引受人から事業者に対して請求があったときは、事業者が民法458条の2に規定される情報を身元引受人に提供することについて同意します。
  - 8 民法441条本文(同法458条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、事業者から身元引受人の一人に対する履行の請求は、利用者及び他の保証人に対してもその効力を生ずるものとする。

## <連帯保証人>

- 第13条 連帯保証人は、本契約に基づき利用者が事業者に対して現在及び将来負担する一切の債務について、極度額を下記のとおりとして、契約者と連帯して保証債務を負い、その履行については、本契約に従います。
- 2 連帯保証人は、利用者が事業者に対して主張することができる主債務の無効、時効又は債務免除その他の抗弁を利用者に代わって主張することはできず、また当該抗弁をもって事業者に対抗することはできません。また、連帯保証人は、利用者が事業者に対して相殺権、取消権又は解除権その他の権利(以下、「相殺権等」という。)を有する場合であっても、相殺権等を行使することができず、また相殺権等が存在することを理由として本契約に基づく保証債務の履行を拒むことはできません。
  - 3 連帯保証人が負担する債務は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに確定するものとしします。
  - 4 保証人が保証債務を履行した場合は、代位により事業者から取得した権利は、事業者の同意がなければこれを行使せず、事業者から請求があれば、その権利又は順位を事業者に無償で譲渡します。
  - 5 利用者は、連帯保証人から事業者に対して請求があったときは、事業者が民法458条の2に規定される情報を連帯保証人に提供することについて同意します。
  - 6 民法441条本文(同法458条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、事業者から連帯保証人の一人に対する履行の請求は、利用者及び他の保証人・身元引受人に対してもその効力を生ずるものとしします。

## <秘密保持>

- 第14条 事業者及び事業者の使用する物は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な利用なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。
- 2 事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を提供しません。
  - 3 事業者は利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。
  - 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(いわゆる「高齢者虐待防止法」)に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとしします。

## <賠償責任>

- 第15条 事業者はサービス提供に伴って事業者の責めに帰すべき理由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対してその損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当該事故の発生につき、利用者に重大な過失がある場合には損害賠償の額を減じることができます。

## <緊急時の対応>

- 第16条 事業者は現に(介護予防)短期入所生活介護の提供を行っている時に、利用者の病状の急変が生じた場合は、予め届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡すると共に、医師に連絡を取る等必要な処置を講じます。

## <連携>

- 第17条 事業者は(介護予防)短期入所生活介護の提供に当たり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約の内容が変更された場合、又はこの契約が終了した場合は介護支援専門員より依頼があれば、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。

<相談・苦情対応>

第 18 条 事業者は利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、(介護予防)短期入所生活介護に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。

<本契約に定めのない事項>

第 19 条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他、諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

<裁判管轄>

第 20 条 この契約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む)は、盛岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上の契約を証するため本書二通を作成し、利用者・事業者が署名押印の上、一通ずつ保有するものとします。

契約締結日	令和	年	月	日
事業者名	ショートステイ陽だまり			
事業所番号	0372201053			
所在地	岩手県紫波郡紫波町南日詰字小路口43-1			
管理者名	武藤 和則			Ⓜ

【利用者】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認しました。私は、この契約書の定めるところに従い、貴施設における各種サービスの利用を申し込みます。

【代筆者】(代筆の場合記入)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(続柄／契約者との関係：\_\_\_\_\_)

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の契約意思を確認しました。

**【身元引受人】**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(続柄／契約者との関係：\_\_\_\_\_)

(極度額：350万円)

私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認しました。私は、この契約書の定めるところに従い、契約者の利用料等滞納等があった場合に備え、その債務の連帯保証人として身元引受人となることを承諾します。

**【連帯保証人】**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(続柄／契約者との関係：\_\_\_\_\_)

(極度額：350万円)

私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認しました。私は、この契約書の定めるところに従い、契約者の利用料等滞納等があった場合に備え、本契約から生じる契約者の債務を負担する連帯保証人となることを承諾します。

**【緊急連絡先 ①】**

電話番号(自宅): \_\_\_\_\_ (携帯): \_\_\_\_\_

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_

(続柄／契約者との関係：\_\_\_\_\_)

**【緊急連絡先 ②】**

電話番号(自宅): \_\_\_\_\_ (携帯): \_\_\_\_\_

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_

(続柄／契約者との関係：\_\_\_\_\_)

**【緊急連絡先 ③】**

電話番号(自宅): \_\_\_\_\_ (携帯): \_\_\_\_\_

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_

(続柄／契約者との関係：\_\_\_\_\_)

# 個人情報取り扱いについての同意書

令和 年 月 日

利用者氏名： \_\_\_\_\_

家族等代理人： \_\_\_\_\_

指定(介護予防)短期入所生活介護「ショートステイ陽だまり」利用にあたり、別紙「個人情報の利用目的」に沿った取り扱いがなされることを承諾します。

尚、特記事項に定めた個人情報については、より慎重な取り扱いと取り扱いごとの確認を希望します。

<特記事項>

※ 知り得た個人情報は守秘義務を守りますので、ご安心下さい。

指定(介護予防)短期入所生活介護事業所  
ショートステイ陽だまり

管理者 武藤 和則 (印)

説明者

## 個人情報の利用目的

指定(介護予防)短期入所生活介護事業所「ショートステイ陽だまり」(以下、「当事業所」という。)では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下の通り定めます。

### 1. 利用者への介護サービスに必要な利用目的

#### ① 当事業所内部での利用目的

- ・当事業所が利用者等に提供する短期入所生活介護サービス
- ・介護保険事務
- ・短期入所生活介護サービスの利用者に係る管理運営業務のうち「入退所等の管理」「会計・経理」「事故等の報告」「当該利用者の介護・医療サービスの向上」

#### ② 事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ・当事業所が利用者等に提供する短期入所生活介護サービスのうち「利用者にケアプランを提供する居宅介護支援事業者や介護保険施設等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答」「利用者の診療等にあたり、医師等の意見や一助言を求める場合」「家族等への心身の状況説明」
- ・保険業務のうち「保険事務の委託」「審査支払機関へのレセプトの提出」「審査支払機関、又は保険者からの照会への回答」
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

### 2. 上記以外での目的

#### ① 事業所内部での利用に係る利用目的

- ・当事業所での管理運営業務のうち「医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料」「当事業所において行われる学生等の実習への協力」「当事業所において行われる事例研修」

#### ② 事業所等への情報提供に係る利用目的

- ・当事業所の管理運営業務のうち「外部監査機関への情報提供」

#### ③ 掲示目的

- ・施設内の行事写真の撮影・掲示・公報誌への掲載
- ・外部報道機関の取材

## 秘密保持規定

(秘密保持及び個人情報の保護に関する定め)

指定(介護予防)短期入所生活介護事業所「ショートステイ陽だまり」(以下「当事業所」という。)では、利用者の尊厳を守り、プライバシーに配慮する理念の下、秘密の保持及び個人情報の保護に関する事項を以下の通り定めます。

1. 当事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密、及び個人情報等について守秘義務を遵守し、個人情報を適切に取り扱い、関連機関等と連携を図るなど、正当な理由がある場合以外には開示しません。
2. 当事業所は、そのサービス提供上知り得た利用者及びその家族等の秘密や個人情報等について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。また、その守秘義務は、従業中はもとより退職後も同様とします。
3. 当事業所は、必要な範囲において、利用者及びその家族等の秘密、及び個人情報を取り扱います。尚、その取り扱いについては、別に定める「個人情報の利用目的」に沿って、利用者及びその家族等から同意を得た上で使用します。
4. 上記に定める守秘義務は、契約期間中はもとより契約期間後も同様とします。

### 附則

この規定は、平成30年4月1日より施行します。

尚、当事業所は雇用契約締結に当たり、守秘義務を含む就業規則の説明を受け、誓約書を提出しています。